

日本沿岸域鯨類調査事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 我が国は、IWC（国際捕鯨委員会）が1982年に採択した商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の決定を受け、商業捕鯨を1987年度に中断したが、「鯨類は重要な食料資源であり、科学的根拠に基づき持続的に利用されるべき」、「食習慣・食文化については相互に尊重する精神が重要」との基本認識に基づき、商業捕鯨の再開を目指し、IWCにおいて科学データを提供し精力的な交渉を行っている。
- (2) 特に、モラトリアムまで、我が国沿岸で伝統的に行われてきたミンククジラの捕獲再開を優先課題として取り組んできており、2012年の IWC 会合において、捕獲枠の設定は認められなかったものの、次回（2014年）会合で引き続き議論することとなっている。
- (3) 我が国沿岸域における商業捕鯨再開のためには、科学的知見の蓄積が不可欠であり、我が国沿岸域における鯨類捕獲調査を継続して実施する必要がある。

2. 事業内容

我が国沿岸域における商業捕鯨再開に必要な科学的データを収集するため、我が国沿岸域で実施する鯨類捕獲調査に対し、必要経費を助成する。

3. 事業実施主体

民間団体

4. 事業実施期間

平成25年度～平成27年度

5. 平成25年度概算決定額（前年度予算額）

264,971千円（0千円）

（目）海洋水産資源開発費補助金

6. 補助率

定額・1/2

7 担当課

水産庁国際課捕鯨班 03-3502-2443（直）